

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

未成年者による契約の取消しはできる？

【事例】

未成年の息子が、知人からもうけ話があると誘われ、学生ローンを組んで勝手に契約し、高額な商品を購入してしまった。契約を取り消すことは可能か。

【解説】

▼未成年者が法定代理人（親権者または後見人）の同意を得ずに結んだ契約は、原則として取消しができます。ただし、法定代理人の同意を得て結んだ契約の取消しは認められません

▼未成年者が詐欺（うそ）により契約を結んだ場合、取消しは認められません

▼未成年者が結婚をしている場合は成年とみなされ、未成年を理由とした法律行為の取消しは認められません

未成年であれば、無条件でどんな契約でも取り消すことができるとは限りません。お困りの際は、消費生活センターにご相談ください。



市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝7月7日☎ 13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎ 28-9110）

消費生活センターからのお願い

消費生活センターでは、相談受付時に、住所、氏名、電話番号、職業などの個人情報をお伺いします。相談内容の信用性確保、統計処理のためにご協力をお願いします。提供いただいた情報は、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。